

# 建築に際しての注意事項

## 工事監理を知っていますか？ -安全で安心できる住宅を建てるために-

建築基準法では一定規模以上の建築物の建築は、工事監理者を選定しなければならないことになっています。(未定の場合は、着工前に届け出してください。)

工事監理とは「**工事監理者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり**に実施されているかを確認すること。」(建築士法)となっており、「**工事監理者は、工事が設計図書のとおり**に実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。」とされています。

したがって、工事監理者は、工事が建築確認を受けた適法な設計図書のとおりに行われること、すなわち、**適法な建築物となることを建築主の立場になって、チェックする役割**を負っていることとなります。昨今、建築基準法に違反する建築物が問題となっていますが、工事監理者がその役目をきちんと果たせば、建築基準法に違反するような建築工事あるいは欠陥工事を防止できるわけです。



**工事監理は、建築物の安全確保の要です。**

## 完了検査を受けていますか？

工事が完了した時は、完了後4日以内に完了検査申請書を流山市役所建築住宅課または指定確認検査機関に提出してください。

検査済証は、建築主事または指定確認検査機関が、建築物が建築基準関係法令に適合すると認めた場合に交付されるもので、**建築物の安全性等が確認された証明書**といえるものです。

検査済証は、建築主の工事完了検査申請に応じて建築主事または指定確認検査機関が行う完了検査を経て交付されるものですから、建築主が、工事完了検査申請を行うことが出発点です。

法律上も工事完了検査申請を行わなかった建築主に対しては罰金が課せられることになっていますが、何よりも建築主自身の利益のために工事完了検査申請を行い、完了検査を受けることが必要です。



**検査済証は適法建築物の証です。**

流山市役所 建築住宅課

〒270-0192 流山市平和台 1-1-1

電話 04-7150-6088 (直通)